



# 海外旅行保険

家族旅行・  
ハネムーン用

家族旅行・ハネムーン用のパンフレットです。家族旅行特約がセットされた契約タイプが記載されています。本パンフレット以外にも下記の専用パンフレットがございます。

個人・タイプ契約用

留学生プラン用

旅行

海外旅行中の万が一にも  
お役に立てるジョー!

# 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

## 目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)..... P.1～2
- 2 東京海上日動のサービス体制 ..... P.3～4
- 3 ご契約金額と保険料..... P.5～8
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) ..... P.9～14


## 海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.9～14をご確認ください。

### ①ご自身のケガや病気に関する補償

#### 旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は	疾病死亡保険金



#### 旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------




#### 旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化<sup>\*1</sup>して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 <sup>*2</sup> 31日まで
	疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金

#### 旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

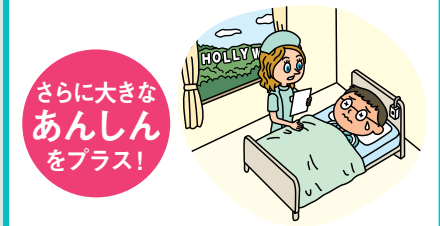
お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	------------

**保険金額  
無制限  
タイプを  
ラインナップ!**



#### ケガや病気で継続して3日以上入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	------------

海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレット P.11～12もあわせてご確認ください。

<sup>\*1</sup> 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることにについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

<sup>\*2</sup> 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救済費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

### ②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

#### 人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



#### ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



#### 他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



### ③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい  
盗まれたものが出て  
こなかった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3 *4 *5
------------------	----------	----------------



デジタルカメラ等を落として  
壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	携行品損害保険金	*3 *4 *5
------------------	----------	----------------



※本パンフレットP.11～12もあわせてご確認ください。

- \*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
- \*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- \*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。



### ④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた  
手荷物が出てこなくて、  
身の回りの品を買った場合

お支払いする 保険金の種類	航空機寄託手荷物保険金	*6
------------------	-------------	----



航空機の出発が遅れ、  
ホテル代や食事代等を  
負担した場合

お支払いする 保険金の種類	航空機遅延保険金	*7
------------------	----------	----



※本パンフレットP.11～14もあわせてご確認ください。

- \*6 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
- \*7 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。
- \*8 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

〈保険期間が3か月までのお客様向け〉  
補償を追加するオプション

急な事情によって、出国前に  
海外旅行をキャンセルした場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで	旅行変更費用保険金(出国中止費用)
------------------	---------------	-------------------



〈保険期間が3か月まで<sup>\*8</sup>のお客様向け〉  
補償を追加するオプション

旅行の途中で、急な事情に  
よって、帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月まで	*8 旅行変更費用保険金(中途帰国費用)
------------------	---------------	-------------------------



〈保険期間が3か月超のお客様向け〉  
補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、旅行中に  
急きょ一時帰国した場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間 3か月超	緊急一時帰国費用保険金
------------------	--------------	-------------



## 2 東京海上日動のサービス体制\*1

### 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応\*2

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は変更・中止となる場合があります。

\*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

### ①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

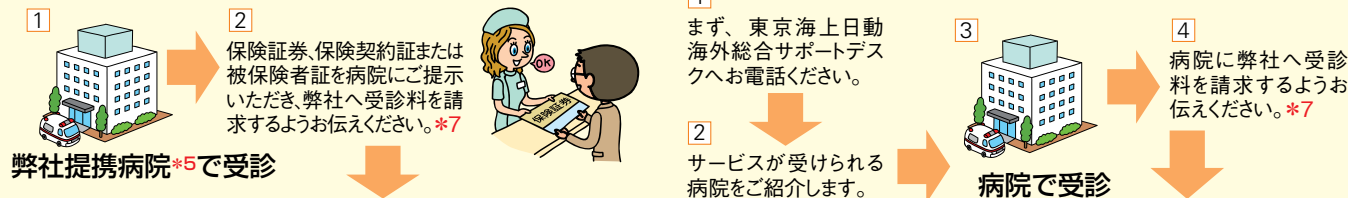
対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

#### 何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス\*3 \*4

##### 弊社提携病院\*5で受診

##### 左記以外の病院\*6で受診



#### 病院の窓口で受診料をお支払いいただくずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

\*3 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金\*8に関するご注意

キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。

\*4 治療にかかる費用が少額の際には病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

\*5 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2022年12月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

\*6 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

\*7 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

\*8 本パンフレットP.11～12記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

#### 上記の他、次のようなサービスもごございます。

病人・ケガ人の  
移送の手配



救援者の渡航手続き、  
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

### ②緊急医療相談サービス

#### 緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。

※ご出国前および帰国後の日本からのご利用はできません。

※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

## ③ トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかを  
お持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。  
なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。  
このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない



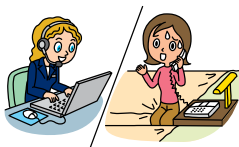
## 電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えいたします。

43か国語に対応(2022年12月現在)  
※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただきますことがあります。

手数料  
無料

困った ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



## ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

手数料  
無料\*9

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料  
無料\*9

## クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスを行います。

## パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

## 空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります。)

## 旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供いたします。

## メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えいたします。

\*9 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

## ④ スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払い  
できる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。  
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。



※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。  
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。  
※免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。  
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

## ⑤ こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が3か月超のご契約\*10または企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。



※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。  
※電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。  
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。  
\*10 包括契約に関する特約がセットされている場合は除きます。

## ⑥ お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。  
※サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

# 3 ご契約金額と保険料

## ご契約の際のご注意

- **保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。**

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であつても住居に到着した時点で保険は終了します。

- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

あんしん  
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ!

## 組み合わせ方法

(1) はじめに、**ご本人用タイプ表**より、ご本人(申込書のご本人欄に記入される方)の契約タイプをお選びください。

※本パンフレット記載の契約タイプには家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額(ご契約金額)はご家族全員で共有となります。



(2) 次に、**配偶者・ご親族用タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つの契約タイプをお選びください。

保険期間 **31**日まで

**ご本人用タイプ表** (申込書のご本人欄に記入される方)

契約タイプ		15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上*7						
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1		
保険金額 (ご契約金額)	ご本人 共有	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限			3,000万円
		応急治療・救援費用*8	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—	
		航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
		航空機遅延*9	セットあり			セットあり			セットあり		セットあり			
		賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
払い込みいただく保険料	トラベルプロテクト付き*11	保険期間1日まで	5,770円	4,120円	3,460円	3,020円	2,420円	2,740円	5,210円	4,380円	3,940円	3,720円	3,610円	
		2日まで	7,060円	5,360円	4,680円	4,240円	3,640円	3,890円	6,910円	6,060円	5,620円	5,400円	5,210円	
		3日まで	8,120円	6,420円	5,740円	5,300円	4,690円	4,910円	8,360円	7,500円	7,060円	6,840円	6,590円	
		4日まで	9,050円	7,300円	6,600円	6,160円	5,550円	5,720円	10,190円	9,310円	8,870円	8,650円	8,300円	
		5日まで	10,190円	8,390円	7,670円	7,230円	6,580円	6,750円	12,230円	11,310円	10,870円	10,650円	10,210円	
		6日まで	11,350円	9,500円	8,760円	8,320円	7,650円	7,780円	14,180円	13,230円	12,790円	12,570円	12,040円	
		7日まで	12,300円	10,400円	9,640円	9,180円	8,490円	8,620円	16,040円	15,070円	14,610円	14,380円	13,790円	
		8日まで	13,540円	11,590円	10,810円	10,350円	9,660円	9,710円	17,810円	16,840円	16,380円	16,150円	15,490円	
		9日まで	14,320円	12,370円	11,590円	11,130円	10,430円	10,450円	19,590円	18,610円	18,150円	17,920円	17,190円	
		10日まで	15,130円	13,130円	12,330円	11,870円	11,160円	11,140円	21,400円	20,400円	19,940円	19,710円	18,890円	
		11日まで	15,960円	13,910円	13,090円	12,610円	11,890円	11,860円	23,210円	22,190円	21,710円	21,470円	20,590円	
		12日まで	16,870円	14,720円	13,860円	13,360円	12,620円	12,560円	25,100円	24,030円	23,530円	23,280円	22,310円	
		13日まで	17,720円	15,520円	14,640円	14,140円	13,400円	13,300円	26,910円	25,820円	25,320円	25,070円	24,010円	
		14日まで	18,440円	16,190円	15,290円	14,770円	14,010円	13,900円	28,700円	27,590円	27,070円	26,810円	25,690円	
		15日まで	21,590円	19,340円	18,440円	17,920円	17,160円	16,890円	34,530円	33,420円	32,900円	32,640円	31,190円	
		17日まで	23,030円	20,680円	19,740円	19,220円	18,450円	18,110円	36,690円	35,530円	35,010円	34,750円	33,160円	
		19日まで	25,050円	22,600円	21,620円	21,080円	20,290円	19,860円	40,570円	39,370円	38,830円	38,560円	36,790円	
		21日まで	26,920円	24,370円	23,350円	22,790円	21,980円	21,480円	43,930円	42,680円	42,120円	41,840円	39,910円	
		23日まで	29,230円	26,480円	25,380円	24,780円	23,930円	23,360円	47,000円	45,660円	45,060円	44,760円	42,740円	
		25日まで	31,270円	28,320円	27,140円	26,500円	25,630円	24,960円	50,310円	48,910円	48,270円	47,950円	45,800円	
		27日まで	33,360円	30,310円	29,090円	28,430円	27,530円	26,780円	53,360円	51,910円	51,250円	50,920円	48,620円	
		29日まで	35,260円	32,010円	30,710円	30,010円	29,090円	28,250円	56,980円	55,450円	54,750円	54,400円	51,910円	
		31日まで	37,180円	33,830円	32,490円	31,770円	30,800円	29,890円	60,430円	58,840円	58,120円	57,760円	55,120円	

\*7 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)

\*8 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。



- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等\*1」と合算して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。
  - ① 始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
  - ② ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
- \*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.9～10もあわせてご確認ください。

※本パンフレット記載の契約タイプには家族旅行特約（家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約）がセットされています。**配偶者・ご親族用タイプ**にお申込みいただける保険の対象となる方は、申込書のご本人欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります（次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人・タイプ契約にてお申込みください。）。  
 ①ご本人の配偶者\*2\*3  
 ②ご本人または配偶者\*2\*3と生計をともにする同居の親族\*4  
 ③ご本人または配偶者\*2\*3と生計をともにする別居の未婚\*5のお子様  
 \*2 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

\*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。  
 a. 婚姻意思\*6を有すること  
 b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
 \*4 親族とはご本人の6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。  
 \*5 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。  
 \*6 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険期間 31日まで

配偶者・ご親族用タイプ表

※上記「組み合わせ方法」をご確認いただき、ご契約いただくタイプをお選びください。

契約タイプ		15歳以上～69歳以下			0～69歳以下			70歳以上*7					
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
保険金額（契約金額）	1名あたり	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
	治療・救援費用	無制限			無制限			無制限			無制限		3,000万円
	応急治療・救援費用*8	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	航空機遅延*9	セットあり			セットあり			セットあり			セットあり		
	保険期間1日まで	5,110円	3,460円	2,800円	2,360円	1,760円	2,080円	4,550円	3,720円	3,280円	3,060円	2,950円	
2日まで	6,090円	4,390円	3,710円	3,270円	2,670円	2,920円	5,940円	5,090円	4,650円	4,430円	4,240円		
3日まで	6,860円	5,160円	4,480円	4,040円	3,430円	3,650円	7,100円	6,240円	5,800円	5,580円	5,330円		
4日まで	7,520円	5,770円	5,070円	4,630円	4,020円	4,190円	8,660円	7,780円	7,340円	7,120円	6,770円		
5日まで	8,200円	6,400円	5,680円	5,240円	4,590円	4,760円	10,240円	9,320円	8,880円	8,660円	8,220円		
6日まで	8,970円	7,120円	6,380円	5,940円	5,270円	5,400円	11,800円	10,850円	10,410円	10,190円	9,660円		
7日まで	9,620円	7,720円	6,960円	6,500円	5,810円	5,940円	13,360円	12,390円	11,930円	11,700円	11,110円		
8日まで	10,600円	8,650円	7,870円	7,410円	6,720円	6,770円	14,870円	13,900円	13,440円	13,210円	12,550円		
9日まで	11,130円	9,180円	8,400円	7,940円	7,240円	7,260円	16,400円	15,420円	14,960円	14,730円	14,000円		
10日まで	11,690円	9,690円	8,890円	8,430円	7,720円	7,700円	17,960円	16,960円	16,500円	16,270円	15,450円		
11日まで	12,270円	10,220円	9,400円	8,920円	8,200円	8,170円	19,520円	18,500円	18,020円	17,780円	16,900円		
12日まで	12,920円	10,770円	9,910円	9,410円	8,670円	8,610円	21,150円	20,080円	19,580円	19,330円	18,360円		
13日まで	13,510円	11,310円	10,430円	9,930円	9,190円	9,090円	22,700円	21,610円	21,110円	20,860円	19,800円		
14日まで	14,000円	11,750円	10,850円	10,330円	9,570円	9,460円	24,260円	23,150円	22,630円	22,370円	21,250円		
15日まで	17,030円	14,780円	13,880円	13,360円	12,600円	12,330円	29,970円	28,860円	28,340円	28,080円	26,630円		
17日まで	18,290円	15,940円	15,000円	14,480円	13,710円	13,370円	31,950円	30,790円	30,270円	30,010円	28,420円		
19日まで	19,990円	17,540円	16,560円	16,020円	15,230円	14,800円	35,510円	34,310円	33,770円	33,500円	31,730円		
21日まで	21,570円	19,020円	18,000円	17,440円	16,630円	16,130円	38,580円	37,330円	36,770円	36,490円	34,560円		
23日まで	23,380円	20,630円	19,530円	18,930円	18,080円	17,510円	41,150円	39,810円	39,210円	38,910円	36,890円		
25日まで	25,220円	22,270円	21,090円	20,450円	19,580円	18,910円	44,260円	42,860円	42,220円	41,900円	39,750円		
27日まで	27,150円	24,100円	22,880円	22,220円	21,320円	20,570円	47,150円	45,700円	45,040円	44,710円	42,410円		
29日まで	28,960円	25,710円	24,410円	23,710円	22,790円	21,950円	50,680円	49,150円	48,450円	48,100円	45,610円		
31日まで	30,740円	27,390円	26,050円	25,330円	24,360円	23,450円	53,990円	52,400円	51,680円	51,320円	48,680円		

\*9 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払します。

保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
① 宿泊施設の客室料	3万円
② 交通費*10もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③ 食事代	5,000円

\*10 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

\*11 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

# 3 ご契約金額と保険料

P.5～6「ご契約の際のご注意」も併せて、ご確認ください。

## 組み合わせ方法 P.5～6「組み合わせ方法」も併せて、ご確認ください。

- (1) はじめに、**ご本人用タイプ表**より、ご本人(申込書のご本人欄に記入される方)の契約タイプをお選びください。  
 ※本パンフレット記載の契約タイプには家族旅行特約がセットされているため、賠償責任および携行品損害の保険金額(ご契約金額)はご家族全員で共有となります。
- (2) 次に、**配偶者・ご親族用タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つの契約タイプをお選びください。

保険期間 **31** 日超

### ご本人用タイプ表 (申込書の本人欄に記入される方)

契約タイプ	0～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*1			
	X3	X1	X5	X4	X5	X4	X3	X1	Y5	Y1		
ご本人 ご家族共有	傷害死亡	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
	治療・救援費用	無制限	3,000万円	無制限		無制限		3,000万円	無制限	3,000万円		
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—	
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	
	航空機遅延*2	セットあり				セットあり				セットあり		
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
	払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	31,560円	28,140円	33,620円	32,280円	36,880円	35,540円	34,820円	32,250円	57,060円	52,150円
		39日まで	35,530円	31,710円	37,630円	36,250円	43,860円	42,480円	41,760円	38,650円	70,680円	64,730円
46日まで		41,880円	36,930円	44,020円	42,620円	55,100円	53,700円	52,960円	49,010円	91,060円	83,560円	
53日まで		48,600円	42,240円	51,060円	49,440円	68,440円	66,820円	65,980円	60,970円	115,070円	105,590円	
2か月まで		58,620円	51,000円	61,400円	59,560円	80,240円	78,400円	77,460円	71,530円	142,090円	130,420円	
3か月まで		70,880円	61,480円	74,500円	72,080円	109,400円	106,980円	105,780円	97,570円	208,460円	191,400円	
4か月まで		96,010円	83,760円	100,950円	97,630円	155,100円	151,780円	150,160円	138,410円	302,380円	277,650円	
5か月まで		124,960円	108,840円	131,120円	126,960円	200,630円	196,470円	194,470円	179,200円	392,860円	360,790円	
6か月まで		149,900円	130,040円	157,360円	152,320円	245,590円	240,550円	238,130円	219,380円	484,040円	444,510円	
7か月まで		175,460円	153,780円	184,200円	178,280円	290,620円	284,700円	281,880円	259,640円	575,100円	528,130円	
8か月まで		200,380円	175,570円	210,440円	203,620円	336,380円	329,560円	326,320円	300,530円	666,590円	612,150円	
9か月まで		223,820円	196,960円	235,220円	227,480円	382,290円	374,550円	370,890円	341,540円	759,260円	697,230円	
10か月まで	246,490円	217,460円	259,210円	250,570円	428,070円	419,430円	415,350円	382,450円	850,940円	781,420円		
11か月まで	269,660円	237,440円	283,580円	274,120円	473,530円	464,070円	459,610円	423,220円	941,130円	864,290円		
1年まで	290,680円	256,340円	305,900円	295,540円	519,320円	508,960円	504,100円	464,140円	1,035,000円	950,490円		

保険期間 **31** 日超

### 配偶者・ご親族用タイプ表

契約タイプ	0～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上*1		
	X3	X1	X5	X4	X5	X4	X3	X1	Y5	Y1	
1名あたり (ご契約金額)	傷害死亡	1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限	3,000万円	無制限		無制限		3,000万円	無制限	3,000万円	
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—
	航空機寄託手荷物	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延*2	セットあり				セットあり				セットあり	
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
払い込みいただく保険料 (1名あたり)	保険期間34日まで	24,970円	21,550円	27,030円	25,690円	30,290円	28,950円	28,230円	25,660円	50,470円	45,560円
	39日まで	28,820円	25,000円	30,920円	29,540円	37,150円	35,770円	35,050円	31,940円	63,970円	58,020円
	46日まで	35,140円	30,190円	37,280円	35,880円	48,360円	46,960円	46,220円	42,270円	84,320円	76,820円
	53日まで	41,790円	35,430円	44,250円	42,630円	61,630円	60,010円	59,170円	54,160円	108,260円	98,780円
	2か月まで	51,460円	43,840円	54,240円	52,400円	73,080円	71,240円	70,300円	64,370円	134,930円	123,260円
	3か月まで	62,620円	53,220円	66,240円	63,820円	101,140円	98,720円	97,520円	89,310円	200,200円	183,140円
	4か月まで	85,890円	73,640円	90,830円	87,510円	144,980円	141,660円	140,040円	128,290円	292,260円	267,530円
	5か月まで	112,970円	96,850円	119,130円	114,970円	188,640円	184,480円	182,480円	167,210円	380,870円	348,800円
	6か月まで	136,050円	116,190円	143,510円	138,470円	231,740円	226,700円	224,280円	205,530円	470,190円	430,660円
	7か月まで	159,680円	138,000円	168,420円	162,500円	274,840円	268,920円	266,100円	243,860円	559,320円	512,350円
	8か月まで	182,700円	157,890円	192,760円	185,940円	318,700円	311,880円	308,640円	282,850円	648,910円	594,470円
	9か月まで	204,140円	177,280円	215,540円	207,800円	362,610円	354,870円	351,210円	321,860円	739,580円	677,550円
10か月まで	224,860円	195,830円	237,580円	228,940円	406,440円	397,800円	393,720円	360,820円	829,310円	759,790円	
11か月まで	246,170円	213,950円	260,090円	250,630円	450,040円	440,580円	436,120円	399,730円	917,640円	840,800円	
1年まで	265,240円	230,900円	280,460円	270,100円	493,880円	483,520円	478,660円	438,700円	1,009,560円	925,050円	

- \*1 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)
  - \*2 1回の事故について、保険の対象となる方が下表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれが高い金額をお支払いします。
- | 保険の対象となる方が負担した費用          | お支払い額  |
|---------------------------|--------|
| ① 宿泊施設の客室料                | 3万円    |
| ② 交通費*3もしくは渡航先での各種サービス取消料 | 1万円    |
| ③ 食事代                     | 5,000円 |
- \*3 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
  - \*4 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。詳細内容については「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
  - \*5 保険期間が3か月超のご契約(除く、包括契約に関する特約がセットされている場合)または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。





# 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

## 共通の補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

旅先で  
ケガをして



### 傷害死亡 保険金

#### お支払いする場合

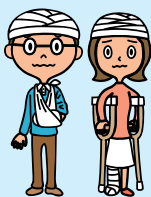
海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

### 傷害後遺障害 保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で  
病気やケガの  
治療をして



### 治療・救援費用 保険金

#### ■治療費用部分

##### お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*6により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



#### ■救援費用部分

##### お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

#### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

- お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
- a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用
  - b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用

旅先で  
病気を  
して



### 疾病死亡 保険金

#### お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気死亡された場合
- ②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4\*15により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、  
\*4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症、政令により一類感染症・二類感染症・三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症\*5をいいます。  
\*5 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限り、  
\*6 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。  
\*15 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



## 保険金のお支払い額

### お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。  
※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。

### お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2  
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。



### お支払い額

下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて**180日以内**に必要となった費用に限ります。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救援者**3名分まで**)\*11 ③救援者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救援者3名分かつ救援者1名について**14日分まで**)\*11 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費\*11\*12、保険の対象となる方の現地での諸雑費\*12(合計で40万円まで) ⑤現地からの移送費用\*11\*12\*13 ⑥遺体処理費用(被災された保険の対象となる方1名について100万円まで)\*11 ⑦保険の対象となる方の旅行行程離脱後、ご家族(他の保険の対象となる方)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(**14日分まで**)\*13

\*11 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して**3日以上**\*14入院された場合に限りお支払いの対象となります。

\*12 治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。

\*13 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。

\*14 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

### お支払い額

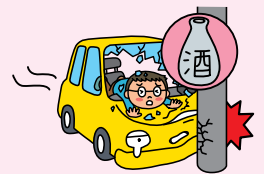
疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
- ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失
  - ②保険金受取人の故意または重大な過失
  - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*1
  - ④放射線照射、放射能汚染
  - ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
  - ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
  - ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
  - ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
  - ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

- 上記①~④、⑥に加え、たとえば
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故
  - ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用
  - ・歯科疾病
  - ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
  - ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
  - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
  - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
  - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)



- 上記①~④、⑥に加え、たとえば、
- ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
  - ・歯科疾病
  - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

\*7 6親等内の血族、配偶者\*8\*9または3親等内の姻族をいいます。

\*8 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

\*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思\*10を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

# 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで

保険期間 **31** 日超

## 共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

他人にケガ等を  
させて



賠償責任  
保険金

### お支払いする場合

海外旅行中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害\*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- \*1 次に掲げる損害を含みます。
- ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害
  - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
  - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害

持ち物が  
損害を受けて



携行品損害  
保険金

### お支払いする場合

海外旅行中に携行品\*8が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合

\*8 携行品とは?

保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品\*9をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含みません。

\*9 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

手荷物が届かなくて



航空機寄託  
手荷物  
保険金

### お支払いする場合

- ① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から**6時間以内**に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合
- ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後**6時間以内**にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延  
保険金

### お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

・宿泊施設の客室料 ・交通費\*14 ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代

\*14 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

保険期間 **31** 日まで

## のみの補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に  
治療を受けたことが  
ある病気が  
急激に悪化して



疾病に関する  
応急治療・  
救援費用担保  
特約に係る  
治療・救援費用  
保険金

### 治療費用部分

#### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*15**により医師の治療を受けられた場合

### 救援費用部分

#### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*15**により入院された場合

### ※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

\*15 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

\*4 6親等内の血族、配偶者\*5\*6または3親等内の姻族をいいます。  
\*5 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。

## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



## 保険金のお支払い額

### お支払い額

#### 損害賠償金の額

- ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。
- ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

### お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額\*10

- ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。
- ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。
- ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。
- ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



#### \*10 損害額とは?

損害が生じた携行品の時価額\*11とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額\*11のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)。交通費、宿泊施設の客室料も含まれます。乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。

#### \*11 時価額とは?

再取得価額\*12から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。

#### \*12 再取得価額とは?

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。

### お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### お支払い額

1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
a	宿泊施設の客室料	3万円
b	交通費*14もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c	食事代	5,000円

※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限り。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

## 保険金のお支払い額

### お支払い額

実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額

### お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族\*4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額たとえば救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分まで)\*16救護者の宿泊施設の客室料(被災された保険の対象となる方1名について救護者3名分かつ救護者1名について14日分まで)\*16

- \*16 被災された保険の対象となる方の入院による場合は、継続して3日以上\*17入院された場合に限りお支払いの対象となります。
- \*17 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。

※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り。また、住居(保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

- \*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)
- ①婚姻意思\*7を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- P.10に記載の③④に加え、たとえば、
- ・ご契約者または保険の対象となる方の故意
  - ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任
  - ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
  - ・航空機、船舶\*2、車両\*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
  - ・親族\*4に対する賠償責任

- \*2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- \*3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

- P.10に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害
  - ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
  - ・携行品の置き忘れまたは紛失\*13
  - ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害
  - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
  - ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での銃の破壊はお支払いの対象となります。)

- \*13 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

- P.10に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反
  - ・保険金受取人の法令違反
  - ・地震、噴火またはこれらによる津波

## 保険金をお支払いしない主な場合

- たとえば、
- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
  - ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
  - ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
  - ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用たとえば
    - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
    - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
  - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
  - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
  - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
  - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
  - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
  - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
  - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

# 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **3** か月まで \*1のみの補償

オプション

急な事情によって、  
旅行をキャンセルして



保険金の種類

旅行変更費用  
保険金

保険金をお支払いする主な場合

### お支払いする場合

- 次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合
- ① 死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者\*2 (保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。)または保険の対象となる方等の配偶者\*3\*4もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合
  - ② 入院
    - (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上\*6の入院に限ります。)
    - (2) 保険の対象となる方等の配偶者\*3\*4または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合
  - ③ 遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合
  - ④ 救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合
  - ⑤ 火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合
  - ⑥ 裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により証人または評価人として裁判所に出頭される場合
  - ⑦ 地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合
    - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
    - ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
    - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
    - ・渡航先に対する退避勧告等の発出
  - ⑧ 感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合  
保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合  
保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合 等
  - ⑨ 避難指示…保険の対象となる方等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
- \*2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。  
\*6 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

保険期間 **3** か月超 のみの補償

オプション

旅先から一時的に  
帰国して



保険金の種類

緊急一時  
帰国費用  
保険金

保険金をお支払いする主な場合

### お支払いする場合

- 保険の対象となる方が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、保険の対象となる方の配偶者\*3\*4もしくは2親等内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合
- ※上記の原因が生じた日からその日を含めて**10日を経過した日までに**一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて**30日以内**に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。
- 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者\*3\*4・同一の2親等内の親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて**30日以内**に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。
- ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

\*1 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。  
\*3 新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。  
\*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)  
① 婚姻意思\*5を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること  
\*5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 保険金のお支払い額

## お支払い額

ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用\*7を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。

- 出国中止費用
  - 出国中止したことにより支払った次の費用
    - ・ 取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
    - ・ 査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

## ● 中途帰国費用

## ① 企画旅行の場合

$$\text{旅行変更費用保険金額} * 8 \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 9$$

## ② 企画旅行以外の場合

- 中途帰国したことにより支払った次の費用\*9
  - ・ 取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用
  - ・ 査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用

等

- \*7 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後も使用できるものに対する費用を除きます。
- \*8 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。
- \*9 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
  - ・ 中途帰国のための航空運賃等交通費
  - ・ 中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)

## 保険金をお支払いしない主な場合

①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用

- ・ ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・ 保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変\*10
- ・ 日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 放射線照射、放射能汚染

等

②次の事由による入院

- ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・ 妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症
- ・ 歯科疾病

③次の事由による死亡・危篤または入院

- ・ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気

④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合

- ・ 「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合
- ・ 保険の対象となる方等または保険の対象となる方等の配偶者\*3\*4もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因\*11もしくは⑧感染症等の原因\*12が生じていた場合

等

- \*10 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- \*11 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
- \*12 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

## 保険金のお支払い額

## お支払い額

ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額※1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。

- 往復の航空運賃等の交通費
- 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。

※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額となります。

## 保険金をお支払いしない主な場合

P.10に記載の①、②に加え、たとえば、

- ・ 保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者\*3\*4もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
- ・ 死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合



ご契約に関するご注意を記載しております。  
ご契約の前に必ずご確認ください。

## ご契約に関するご注意

- ① **帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ② **旅行先での運動**：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
  - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③ **旅行先でのお仕事**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
  - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ④ **保険期間の延長手続き**：旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。  
お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。  
また、実際のお手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。  
ただし、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払い込みは不要です。  
なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。
- ⑤ **補償の重複について**：
  - ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
  - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*2
  - \*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
  - \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ⑥ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑦ **保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますように、  
お気をつけてお出かけください。




このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/